

# 委託契約仕様書

## 1 事業の名称

医療関係者と連携した健康づくり支援事業

## 2 目的

市町国保が行う、服薬についての保健事業をより効果的なものとするため、現状を医療関係者と共有し、連携体制を整えていく必要がある。

現在、多くの市町国保が医薬品の適正使用に向けた保健事業に取り組んでいるが、対象者基準が保険者毎に異なっており、県全体の状況把握ができていないという課題がある。

そのため、県全域の重複投与等の状況を電子レセプトの基準に揃えて把握し、医師会・薬剤師会及び医療機関等に向けた情報提供や啓発活動を行うことで、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を図る市町国保の取組を支援するとともに、医療提供側への情報提供前後を比較した効果分析・評価につなげる。

## 3 業務内容

### (1) データ分析

県は、6に示す4か月分の匿名加工処理されたKDBシステム突合CSVデータ（以下「当該データ」という）を受託者に提供し、受託者は当該データを活用して以下の分析を行う。

#### ア 県全体及び県内地域別の比較分析

受託者は当該データ分析により、県全体及び県内地域別（二次保健医療圏域や郡市医師会、地区薬剤師会の所在単位等）の重複投与等の該当者と処方元医療機関を特定する。その後県全体及び県内地域別の現状と課題について比較分析を行う。

#### イ 通知対象医療機関の提案及び決定のための分析

受託者は県からの要請に基づき、当該データ分析により重複投与等の処方元医療機関を特定し、重複投与処方等がある医療機関を抽出する。抽出した医療機関の中から地域の状況等を考慮し、通知対象候補となる医療機関リストを作成し、データが正しいかを検証した上で、県へ提案する。その後、県の合意をもって、最終的な通知対象医療機関を決定する。

※ 重複投与等チェックのロジックは「電子処方箋管理サービスにおける 重複投薬等チェックの概要」に準拠する。なお、抽出条件についての詳細は、医療の質と医療経済のそれぞれの観点を踏まえた専門家の意見に基づく受託者側からの提案をもとに、医師会、薬剤師会、県と協議の上、決定するものとする。

### (2) 医師会や薬剤師会等へのレポート作成

受託者は、適正服薬促進の観点から、(1)アにおける県全体及び県内地域別の比較分析結果等をもとに、県や地域の医師会および薬剤師会に向けて、重複投与等に係るレポートの作成を行う。

当該レポートは、県全体や該当地域における現状や課題がデータに基づくエビデンスや専門家の意見をもとに示される内容であることとする。

(3) 医師会や薬剤師会に対する説明を含む各種調整

受託者は、県医師会・郡市医師会および薬剤師会に対して、(2)のレポート等を活用して本事業や県が実施する関連事業の取組内容の説明・情報提供、通知を含む本件に係る事業全般の理解の獲得と合意形成に向けた各種調整業務を担う。(打合せの設営、議事要旨の委託者への報告等も含む)

(4) 医師会や薬剤師会等への適正服薬の啓発活動

受託者は、県からの要請に基づき、県医師会・郡市医師会や薬剤師会を対象にセミナーを企画・実施し、重複投与等に関する情報提供等を行う。

また、市町国保主管課等を対象としたセミナー(情報提供等)の機会を設ける。

実施した実績についてとりまとめを行い、県へ報告すること。

(5) 個別医療機関への通知

受託者は、県からの要請に基づき(1)イにより決定した通知対象医療機関に対する個別の通知を実施する。なお実績についてはとりまとめを行い、県へ報告すること。

ア 通知対象医療機関

受託者は、(1)イにより県へ提出した医療機関のうちから、県と協議のうえ最適な通知対象とする医療機関を決定するものとする。

イ 通知内容及び校正

通知文書には対象医療機関が関わる重複投与等の件数(該当者数)等について記載し、医療機関に処方判断に活用するよう促す内容とする。

送付物の校正及び内容変更は、3回程度とし、県と受託者の間で協議し、両者合意の下で実施する。

ウ 送付物の印刷等

印刷及び送付物の形状により必要となる封入・封緘業務及び発送は受託者が実施する。

送付に使用する封筒は、重要情報を多く含む送付物の内容(宛先を除く)が外から見えないよう、裏地紋入りの封筒にする等、情報の取扱いに留意した形のものとする。

なお、送付物については、その記載内容を受託者にて確認した上で、印刷・印字の状態について確認できるものを県へ提示し、了承を得ること。

エ 医療機関への訪問説明

受託者は、県の要請に基づき、適正服薬の促進の観点において特に重要となる医療機関を選定の上訪問し、上述の医療機関向け通知文書にて説明を行う。なお、対象とする医療機関や件数については、受託者の提案のもと、県と協議して決定する。

オ 問合せ対応

受託者は窓口を設置し、医療機関等からの問合せへの対応が可能な体制を整備する。また、受託者は問合せ件数や日時、内容、回答内容をまとめ、セキュリティに配慮した方法で県に報告する。

カ その他

受託者は、個別医療機関への通知文書の作成業務が完了したときは、速やかに通知文書の写しを県に納品する。また、受託者は、作成の中間段階においてその時点での通知文書案の提出を求められたときは、速やかに県に提出しなければならない。

受託者は、納品した通知文書の誤り又は訂正事項があった場合、業務完了後であっても県と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、県へ再提出するとともに個別医療機関へも訂正しなければならない。

通知文書の著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、当該著作権の対象には、受託業務において使用する秘密情報等の記載部分は含まれないものとする。

#### 4 実績報告

委託期間中に実施した3（1）～（5）の業務内容について報告書にまとめ、令和7年3月末までに県に報告すること。

#### 5 実施時期

「3 事業内容」の区分	実施時期	備考（実施場所・方法等）
（1）データ分析 ア～イ	～令和6年10月	
（2）レポート作成		
（3）各種調整		兵庫県庁等 （オンライン含む）
（4）情報提供及び啓発活動 ・医療関係者を対象としたセミナー ・市町を対象としたセミナー	令和6年10月頃 令和6年11月頃	県内会場及びオンラインのハイブリッド※開催とする
（5）個別医療機関へのレポート作成と通知	～令和7年3月	

※会場及び開催に必要な機材については受託者が準備すること。

#### 6 本委託業務のために県から提供するデータについて

	データ名	対象期間
（1）ア	KDB 突合 CSV ファイル※	令和5年12月～令和6年3月（4か月間）

※全ファイルのうち、データ種類「KDB 被保険者台帳」「医療レセプト管理」「医療傷病名」「医療摘要」「医療最大医療資源 ICD 別点数」「医療受診日等」「医療摘要回数」とし、個人が特定される情報については復元できない形式に置き換わっている状態のものとする。

#### 7 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日までとする。

#### 8 その他留意事項

（1）上記5に記載の実施時期は目安であり、県と相談の上、実施時期を変更することができる。

- (2) 本業務で取得した個人情報、委託期間終了後も、理由の如何を問わず、漏らしてはならない。
- (3) 委託者その他本事業関係者とのデータ等のやりとりは、セキュリティ、安全性に配慮して行うこと。
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- (5) 委託料について、単価で積算できる経費については、実績に伴う委託料の減額がありうる。
- (6) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (7) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て委託料に含むこと。
- (8) 委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処すること。
- (9) 次年度において、本事業における医療機関への通知の実施等によって、被保険者や対象医療機関の医療費及び薬剤がどのように変化したかについて、KDB 突合 CSV ファイル（令和6年10月～令和7年3月）のデータを使用して処方状況及び医療費の変化を分析・検証し、その結果、今後の通知事業等有効な施策についての提案に係る事業を検討している。（ただし、実施については令和7年度の予算確保状況による。）
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。